令和6年度 京都府・京都市への要望と回答

令和6年12月4日

要望内容	京都府回答	京都市回答
Ⅰ 地域生活支援施策について		
【府市共通】 障害のある人が地域で自立を目指した生活を送る上で住まい、医療、安心・安全は欠かせないものです。一方、親はもちろん障害児者本人の高齢化も進み、地域生活支援策の充実強化の緊急性がますます高まっております。 どこで誰とどんな暮らしをするのかを自らの意思のもとで選びとれることを保障するとともに、その暮らし方を全面的にバックアップするための具体的施策を早急に進めてください。	京都府では「障害者・障害児総合計画」に基づき、障害者の社会参加・自立促進に向け、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう課題やニーズに沿った施策を展開しております。 ただ、京都府では、2028年度に約200億円の財源不足が見込まれる極めて厳しい財政状況にあり、既存施策の再構築が避けられないなどの状況にあります。委託事業についても、事業の実施状況を踏まえて、効率的、効果的なあり方について意見交換させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。	
1 グループホームをはじめ、地域での生活を支援するための施策を強化充実してください。		
【府市共通】 (1)近年、グループホーム事業に民間企業の参入が増えてきておりますが、なかには開設当初の募集案内と提供されるサービスの実態に乖離のある事例が散見され、利用者にとって必要十分な福祉サービスが提供されているのか危惧しております。 実態を的確に把握され、関係部局と連携の上、必要な指導・監督が行われる体制の整備をお願いします。 【府あて】 また、事業者指定の際に市町村が意見具申できる仕組みについて国において示されていますが、その具体的な内容及び京都府の対応について教えてください。	都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消ができることとされたものです。 この制度については、事業者からの不服申立等も想定されるものであり、慎重に対応してまいりたいと考えております。	グループホーム(共同生活援助)等の障害福祉サービスの運営に当たっては、国において従うべき基準が定められています。 本市においては、新規指定時のみならず、指定後も、各グループホームが当該基準等を順守し、適正に運営されているか、届出や報酬請求等を通じて確認しているところです。また、運営指導時においても、利用者処遇や設備面等を確認し、事業所に対しては国基準を順守したうえで適正な運用に努めていただくよう指導を行っております。 今後も、関係所管課と情報共有するとともに、適切な指導監査等に努めてまいります。

【府市共通】 （2）現状では、グループホーム利用料を障害者年金や作業工賃と国の補助金（月額1万円）では賄うことができません。 　財政事情の厳しさは承知しておりますが、工賃の引き上げや国庫助成の拡充、府市による独自の助成策など、総合的視点で負担軽減策の充実をお願いします。 　併せて、障害者の地域移行を進め利用者が安心してグループホームで生活が送ることができるよう、整備助成についても独自制度を検討してください。	京都府では、ほっとはあとセンターに委託し、新製品開発や製品改良のノウハウを持ったアドバイザーを事業所に派遣し、製品の魅力向上、工賃向上に取り組んでいるところです。 今後は、製品の付加価値を高めるために異分野の企業とのコラボや、生産性向上に向けた支援などの取組を進め、持続的な工賃向上につなげてまいりたいと考えております。 また、これまでから、市町村や地域が必要とする整備等の計画については、地域の状況等を丁寧にヒアリングした内容を踏まえて、国の補助金を活用し支援を行っているところです。 ただし、国の補助金については、近年国の予算が十分ではなく、府内の多くの事業者からの申請希望に応えられていない状況にあり、国に対して、地域が必要とする施設整備への十分な財政支援を要望しているところです。	生活保護世帯及び非課税世帯については、グループホームの家賃の実費負担を軽減するために特定障害者特別給付費として補足給付を支給しており、また、市民税課税世帯で所得割16万円未満のグループホーム利用者においては、本市独自軽減制度（新京都方式）により、本人負担分を軽減しております。 また、国制度である高額障害福祉サービス等給付費等や本市独自軽減策である総合上限制度の対象サービスを複数利用された場合は、利用者負担の合計額から算定基準額を超えた額を償還しております。 これ以上の軽減措置については、本市の厳しい財政状況の中では極めて困難な状況です。何卒、御理解いただきますよう、お願いいたします。 障害のある方が地域で安心して暮らしていただく受け皿としてのグループホームの設置促進につきましては、本市の障害者施策の方向性等を定める「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024～2029）」でも掲げております。 国等の整備費助成制度の活用による設置費用の負担軽減の他、本市独自の施策として、市営住宅の空き住戸を活用したグループホームへの転用や、強度行動障害のある方の支援に必要な改修費用の助成等により、更なる整備の促進に取り組んでまいります。
【府あて】 （3）自立生活援助の対象に「自宅で家族と暮らす人が一人暮らしに移行しようとする場合」にも利用できるよう要望してきたところですが、障害者が希望する形で自立して地域生活を営むことができるよう支援する自立生活援助の趣旨を踏まえ、市町村審査会で個別審査により認められるよう市町村に対し助言・支援をお願いします。	自立生活援助の対象者には、令和6年4月から、「同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者」が、「事務処理要領」に追加されたところです。 本改正によらない支給決定が行われていれば、適宜助言してまいります。	
【市あて】 （3）自立生活援助の対象に「自宅で家族と暮らす人が一人暮らしに移行しようとする場合」にも利用できるよう要望してきたところですが、障害者が希望する形で自立して地域生活を営むことができるよう支援する自立生活援助の趣旨を踏まえ、市町村審査会で個別審査により認められるようお願いします。 　また、速やかにその仕組み作りを行うとともに、現在の検討状況について教えてください。		自立生活援助の対象者については、要望の趣旨や国の取扱いを踏まえ、今般、現在は家族と同居している者が、一人暮らしをすることを希望しており、これに向けた支援（契約手続や公的な手続等）を必要としているにもかかわらず、同居する家族からの支援が見込めない事情があることから、一人暮らしに向けた相談等の援助に係るサービスを必要としている場合において、審査会による個別審査で必要性が認められれば対象とする取扱いを開始いたしました。 引き続き、自立生活援助を円滑に利用できるよう、適切に対応を実施してまいります。

【府あて】 （4）放課後等デイサービスについては、「療育」という観点が薄れ、親の就労支援のみに重点を置いて障害理解が希薄な事業所や経営の観点を重点に運営されている事業所なども見受けられます。 　つきましては、計画の数値目標や要件を満たしていることの確認だけでなく、市町村とも連携し、事業運営の状況や実態を把握し、本来の「療育」の視点により支援の質の向上が図られるよう指導をお願いします。	京都府では、放課後等デイサービスを含む障害児通所支援の事業が、法令等の基準を満たしているか、また、利用者本位のサービス提供が行われているか等、健全かつ円滑に行われるように、指定事業所に対して指導・監査等を実施しているところです。 また、放課後等デイサービス事業者は、国の示す放課後等デイサービスガイドラインの遵守やサービスの質の評価及び改善を行い、自己評価結果を公表することも義務付けされており、併せて指導等を行っているところです。 市町村においても、障害児通所支援の支給決定を行うに当たって、障害のある子どもの心身の状態、介護を行う方の状況、障害児通所支援の利用の意向などを総合的に勘案し、また、放課後等デイサービスの「障害の特性やニーズに応じた発達支援の提供」の利用目的を踏まえ、子どもに対する最善のサービスとしての適切な利用の判断をされているものと考えております。 一方、国においては、保護者の就労等による預かりニーズの増加を踏まえ、令和6年度の報酬改定において、預かりニーズに対応した延長支援として評価されるようになったところです。 放課後等デイサービスの「療育」の利用目的を十分に踏まえた上で、地域の状況や実態について市町村と情報共有しながら、本人や家族にとって適切な利用となるよう対応してまいりたいと考えております。	
【市あて】 （4）放課後等デイサービスについては、「療育」という観点が薄れ、親の就労支援のみに重点を置いて障害理解が希薄な事業所や経営の観点を重点に運営されている事業所なども見受けられます。 　つきましては、計画の数値目標や要件を満たしていることの確認だけでなく、事業運営の状況や実態を把握し、本来の「療育」の視点により支援の質の向上が図られるよう指導をお願いします。		放課後等デイサービスについては、事業所数の急増を受け、支援の質に関する課題が生じており、中には預かり的な支援を提供する事業所も存在していることは認識しております。 本市では、放課後等デイサービスにおける支援の質の向上を図るため、平成31年度から放課後等デイサービス支援事業を実施し、障害児支援に精通する専門家による巡回訪問や研修等に取り組んでまいりました。 令和6年度からは、地域障害児支援体制強化事業を開始し、地域の児童発達支援センターが放課後等デイサービス等の事業所の巡回訪問や研修等を行うことで、引き続き各事業所における支援の質の向上を図るほか、事業所同士の顔の見える関係作りを推進し、地域における事業所間の一層の連携強化を図っております。 今後とも、各事業所において適切な発達支援が提供されるよう、引き続き支援の質の向上に取り組んでまいります。
【府市共通】 （5）高校卒業後の作業所等終了時間後の日中一時支援事業を行う事業所が少なく、重度の人達の受入先がない状況です。 　地域格差を生じさせず、家族の負担を軽減し障害者が安心して暮らせるよう事業所の量的拡大と事業に対する助成をお願いします。 【府あて】 　また、府内市町村の実施状況を教えてください。	日中一時支援事業については、家族の負担軽減につながることから、地域格差を生じさせず、かつ、現在のサービス水準から後退することのないよう、適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、財源については国庫負担金とし、地方負担分についても的確に措置するよう、国に対し、要望しているところです。 日中一時支援事業については市町村が実施主体となる地域生活支援事業で行われており、令和5年度についてはすべての市町村で実施されております。	日中一時支援（日中短期入所）は、障害者等に、日中に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等のサービスを提供する事業で、本市の指定事業所数は、令和6年10月1日時点で52施設（うち市内13施設）あります。コロナ禍前から利用件数は半減しておりますが（※平成31年度5，150件、令和5年度2，390件）、ケアラーとなる御家族のレスパイトにも寄与するため、地域生活を送るうえで重要なサービスであると考えており、本市では令和6年度の報酬改定を踏まえ、日中一時支援における報酬の増額改定も行っております。 本市内で日中一時支援事業所を開設する場合は、短期入所事業所としての指定が必要となります。短期入所は生活介護やグループホームとともに整備の優先順位が高い施設であり、積極的に国の整備補助を活用するとともに、短期入所を含む障害福祉サービスの基盤整備に当たり、十分な財政措置が行われるよう、引き続き国に対し要望を行ってまいります。

【府あて】 （6）障害者の高齢化や行動障害などの障害の「重度化」による日中支援を行う「生活介護事業所」の拡充が必要ですが令和6年度からの報酬改定により当該事業所が継続して運営できるか懸念されております。 　つきましては、適切な事業運営を行うことができる報酬体系になっているか検証を行うよう国に対し要望していただくとともに、近年増加する特別支援学校の卒業生などの実態も踏まえながら、障害保健福祉圏域ごとに計画的な生活介護事業所の創設等整備の促進が図られるよう、必要な対策を講じてください。	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しが行われたところですが、さらなる事業者の経営基盤強化のため、報酬改定について十分な効果検証を行い、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図ることを国に要望しているところです。 また、障害保健福祉圏域ごとに計画的な生活介護事業所の創設等整備の促進が図られるよう、人材確保等適宜対策に取り組んでまいります。	
2 強度行動障害児者に対する支援を強化してください。		
【府あて】 　強度行動障害児者は、多くの場合は障害特性を充分に考慮した環境や支援があれば安定した地域生活を送れる人たちですが、現状では地域において高齢の親が抱え込まざるを得ず、疲弊する家族が増えている状況です。 　地域の中で強度行動障害児者を支援するために、京都府では中核的人材や広域的人材の育成、地域でのネットワークの構築に順次取り組むこととされていますがその進捗状況について教えてください。 　また、国のモデル事業に対する京都府としてのお考えを教えてください。	強度行動障害児者支援の要となる広域的支援人材、中核的支援人材は、国の研修を受講いただくこととなりますが、今年度、それぞれの候補者が研修受講に取り組んでいただいているところです。 府のモデル事業を国が制度化し、障害福祉サービス等報酬体系に取り入れたところですが、府のこれまでの取組を活かせるよう、関係者と協議しているところです。	
【市あて】 　強度行動障害者は、多くの場合は障害特性を充分に考慮した環境や支援があれば安定した地域生活を送れる人たちですが、現状では地域において高齢の親が抱え込まざるを得ず、疲弊する家族が増えている状況です。 　つきましては、引き続き地域の中で強度行動障害児者や家族への支援をお願いします。 　また、「強度行動障害児者入所支援事業」の実施状況を教えてください。		本市における重度訪問介護等のホームヘルプサービスの利用については、障害支援区分ごとに定められた基準支給量内において、本人の障害特性や介護者の状況を勘案したうえで支給決定を行っているところです。さらに、強度行動障害により長時間の見守りを必要とされる方や、特に個別性の高い支援を必要とされる方で、基準支給量を超えた支援が必要な場合には、「非定型」として市町村審査会に意見を諮り、基準支給量を超えた支給決定を行っています。 本市では、令和3年度から、強度行動障害のある方を新たに受け入れたグループホーム等に対し、「強度行動障害児者入所支援事業」を実施しています。この事業では、強度行動障害のある方が地域で安心して生活できる場を確保するとともに、個々の障害特性がきちんと理解されて適切な支援を受けられるよう、「準備的対応経費」として障害特性に対応したハード面の改修等の経費（上限30万円）や、「集中的対応経費」として入居後の生活が安定するまでの間の人的な集中的対応に要する経費の補助（受入日を起算として180日間まで、対象者1名につき1日当たり6，000円）と、事業所が専門知識に基づく個別具体的な対応を学ぶコンサルテーション等を行っています。 令和5年度は「準備的対応経費」2，962，020円（10件）、「集中的対応経費」19，410，000円（14名）の補助金を交付しております。 また、本市では、事業所が利用者の障害特性を理解・把握し支援方法を習得し、利用者自身は短期入所先の環境に慣れていただくよう、短期入所事業所が、強度行動障害のあるその利用者を初めて受け入れた場合に支援金を交付する事業を令和6年10月から本市独自の取組として開始しております。 （※障害者地域生活拠点等のモデル整備における一メニューとして令和6年5月の第二次編成予算において措置。本体報酬に加え、1人あたり2，500円／泊年間15泊まで）

3 障害児者家族への支援を強化してください。		
【府市共通】 （1）高齢の家族と障害のある人が同居している場合に包括的なサービスを享受できる共生型サービスが平成30年度に制度化され、高齢者や障害者へ同一事業所が包括的にサービスを提供できる仕組みができたところですが実際に指定を受けた事業所は極めて少ないところです。 　どの地域に住んでも適切に共生型サービスが受けられるよう、事業者への啓発・指導を強化してください。	共生型サービスの必要性については、地域の自立支援協議会で議論されているケースもありますが、ご指摘のとおり府内では事業所は少ないところでありますが、必要に応じて事業所が指定を受けることができるよう、適宜啓発・指導してまいります。	共生型サービスについて、全国的にも指定を受けている事業所が少ない ことは認識しております。 共生型サービスの指定を受けている事業所が少ない背景として、障害・高齢両分野の訪問系サービスの指定においては、共生型サービスとして指定を受けなくても、双方の従業者がそれぞれの業務を兼務することを可能とする国の特例要件があることや、共生型サービスとして指定を受けた場合であっても、国報酬に違いはないこと等が考えられます。 一方、市内の大半の事業所が障害福祉と介護保険の両制度の指定を受けており、65歳到達後も、引き続き、必要なサービスの継続利用が一定、可能となっております。 共生型サービスの事業所の普及のためには、国における制度の見直しが必要であると認識しており、国の動向等を踏まえ、適切に対応してまいります。
【府あて】 （2）府内市町村における重度障害者等就労支援特別事業の実施状況を適確に把握し、必要な対応をお願いします。 　具体的には、未実施の場合はその理由や事業のニーズの有無等を確認され、必要な市町村には国・府による支援も含めた指導・助言をお願いします。	重度障害者等就労支援特別事業については、今年度、長岡京市、亀岡市、南丹市の3市で取り組まれており、就業の継続や業務の幅が広がることで就労機会の拡大や社会参加の推進に大きく寄与するものでありますが、その一方でこうした事業については、本来ナショナルミニマムとして実施されるべき性質のものではないかと考えており、重度障害者等の就労中における介助については、福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護が必要な重度障害者の就労支援の在り方について検討し、そのために必要な財源は国の責任において確実に確保するなどの必要な措置を講ずるよう国に対して要望しているところです。	
【市あて】 （2）緊急時は当然の事、必要な時に利用できるショートステイの整備を早急に進めてください。 　特に医療的ケアが必要な障害のある人とその家族へ支援を充実するために、ショートステイが安心して利用できるよう整備を進めてください。		短期入所の施設数につきましては、令和6年4月1日時点で72箇所の事業所を指定しており、単独型又は併設型で合計199床を確保しています。引き続き、事業所の設置が促進されるよう、報酬単価の増額について、国に対して要望してまいります。 また、障害福祉サービスについては、平成30年度に福祉型強化短期入所サービス費が創設され、令和6年度には類型が追加されるなど、医療的ケア児者に対する支援の充実が図られたほか、令和6年度にも、医療的ケア児者の支援に係る加算等の評価が拡充されるなど、国において報酬改定がなされてきたところです。今後も国の動向を注視するとともに、事業者の運営実態に見合う報酬水準を確保し、医療的ケア児者の受入れが一層拡充されるよう、引き続き、国への要望を行ってまいります。 本市としても、医療的ケア等を必要とする方の受入れが可能な障害福祉サービスの事業所を増やすことが必要であると認識していることから、医療的ケア児者等の受入れを行った場合に診療報酬と障害福祉サービス報酬の差額相当（日額1万円）を補助する「医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業」を令和3年度から実施し、医療型短期入所事業所における医療的ケア児者等の受入れの促進を図っております。

4 医療的ケア児者への支援を強化してください。		
【府あて】 京都府では「医療的ケア児等支援センター」を開設し、医療的ケア児者やその家族に対する総合的な支援体制を構築されるとともに、医療的ケア児等支援協議会において地域における相談・助言、情報提供や研修事業などの施策の推進について検討されています。 つきましては、同協議会での具体的な施策の検討状況を教えてください。 また、医療的ケア児の通学支援の実施状況について教えてください。	令和4年4月に開設した京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」では、当事者や支援者からの相談を受けながら、多岐にわたる制度・サービスや地域資源等に関する情報を提供しているところです。 協議会においては、令和4年度から実施した基本情報調査の結果等を踏まえ、「地域で医療的ケア児を支える看護師の定着と確保」、「身近な地域におけるレスパイト体制の充実、災害時等における支援体制の強化」などについて関係機関と検討を行い、今年度は、各圏域の状況・課題を踏まえ、保健所を中心とする地域の関係機関等と一緒に対応を協議するなど、地域の支援体制の強化を進めております。 また、通学支援については、教育委員会において実施しており、令和4年度実績を上回る5校11名の利用があったところです。	
【市あて】 令和5年度に高次脳機能障害のある方等への支援を行い、障害のある方が地域で暮らしていける社会づくりを進めていくことを目的に「地域リハビリテーション推進センター」を整備されましたが、重い障害のある人の医療や医療的ケアの拠点となるよう、障害のある方に一定の医療の提供実績等がある市内の医療機関を把握し、紹介等をすることによりその機能を充実してください。		本市では、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備を行い、令和6年1月に「COCO・てらす」を開所し、障害種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージを通じた切れ目ない支援の充実等に取り組んでいるところです。 地域リハビリテーション推進センターでは、障害がある方への一定の医療の提供実績がある医療機関の紹介等は行っていませんが、障害がある方が、地域の中で、適切な支援を受けて暮らしていけるよう、障害がある方が日常的に利用されている障害福祉サービス事業所等に対するリハビリテーションに関する研修の開催や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門スタッフによる実地での技術指導の実施等により、質の底上げに取り組んでおります。 引き続き、障害がある方が、地域の中で、適切な支援を受けて暮らしていけるよう、取組を進めてまいります。
5 障害福祉職の人材確保対策を強化してください。【府市共通】		
障害福祉職の人材が不足し、サービス提供ができない事業所もあります。また、職員が頻繁に離職するなど定着率も良くないと見聞きします。福祉職の魅力を伝え、職員の養成を充実してください。 また、職員が誇りと余裕をもって働けるよう、引き続き、国に対して報酬の見直しをはじめあらゆる方策を講じて障害福祉職の人材確保が進むよう要望してください。	介護・福祉サービス分野の人材確保を図るため、引き続き令和6年度から令和8年度までの3年間で、7,500人の確保を目標とし、地域医療介護総合確保基金を活用して総合的な人材確保政策に取り組んでいるところです。 具体的には、平成25年度から開始した福祉業界の人材育成に取り組む事業所を支援し認証する「きょうと福祉人材育成認証制度」を核として、京都府福祉人材・研修センターや京都ジョブパーク福祉人材コーナーにおけるマッチングやカウンセリングの実施、福祉職場就職フェア等の開催、福祉資格が取得できる求職者訓練の実施などにより人材を確保するとともに、就職前の学生や次世代を担う子どもたちに介護・福祉の仕事の必要性や魅力を理解してもらうための取組を推進しています。 国に対しては、あらゆる方策を講じて障害福祉職の人材確保が進むよう要望してまいります。	障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対しは、国による報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などにより、徐々に介護職員の待遇面の改善が図られていますが、サービス利用者が急速に増えるなど、ニーズがある一方で、依然として介護職員は不足しており、本市に限らず全国的な課題であると受け止めております。 本市の障害者施策の方向性等を定める「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024～2029）」においても「人材確保・育成」を重要な課題の1つとして、取組を進めてまいります。 令和6年4月より、福祉・介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、処遇改善加算等の対象を広げる（就労定着支援員、地域生活支援員、就労選択支援員を加えた）とともに、令和6年6月から、現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化し、加算率の引き上げが実施されております。 介護職員の処遇改善は重要な課題であることから、引き続き全ての介護従事者に対して必要な処遇改善がなされるよう国へ要望してまいります。

6 「あいサポート運動」に取り組んでください。		
【府市共通】 　障がいのある方の困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を住民がいっしょに作っていく運動である「あいサポート運動」について、京都府（京都市）でも取り組んでいただき、「あいサポーター」や「あいサポート企業・団体」に参加する方々を増やし、障がい者へのサポートの輪が着実に広がっていく取組をお願いします。 【府のみ】 　また、府内市町村に対して積極的に情報提供をするなどその取組を促進してください。	本年8月に、奈良県の「あいサポートメッセンジャー養成研修」を職員が視察し、「障害のある方への理解や手助けをする人を増やしていく良い取り組みであった」と感じたところであり、今後ともこうした取り組みについて研究してまいりたいと考えております。	「あいサポート運動」につきましては、平成21年11月に鳥取県で始まり、誰もが様々な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対して手助けや配慮などを実践することで、障害のある方が暮らしやすい社会を作っていくことを目的とした運動であると認識しております。 　本市においては、学校や地域に当事者が講師として出向き、小中学生等と交流しながら理解を促進する「ほほえみ交流活動事業」の実施や、市政出前トークで障害者差別解消等をテーマとして設定する等、地域等からの要請により本市職員が講師となって、障害や障害のある方への正しい理解と認識を深める取組を行っております。 　引き続き、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、取組を進めてまいります。
Ⅱ　災害時における障害のある人の安全確保について		
【府あて】 　本年1月の能登半島地震の被災地においても要配慮者への支援の重要性が指摘されたところですが、災害時には障害者一人一人の特性に沿った避難生活が必要です。一方で災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定が義務づけられております。 　ついては、府内市町村に対し避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定が確実に進められるよう関係部局と連携して支援ください。 　また、府内市町村の策定状況について教えてください。 　特に個別避難計画策定の進捗率が低い市町村への支援を強化するとともに、個別避難計画の策定が現時点で義務付けられていない軽度の方の支援について府としてどのように考えておられるのか教えてください。	これまでから、防災部局と福祉部局が協働して、市町村支援に取り組んできたところであり、今年度は未策定市町に対して、個別避難計画を円滑に作成できるよう必要な支援・助言することとしております。 　府内市町村の策定状況は、府内26市町村のうち、22市町村が全部または一部策定済み、4市町が未策定、また、府内の計画作成率は13.3%となっています。 　個別避難計画の作成に当たっては、国の指針において、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成が進むよう優先度の高い方から取り組むとともに、並行して本人や、本人の状況に応じて、家族や自主防災組織などが記入する計画づくりを進めることとされており、各市町村において、取組が進むよう支援してまいりたいと考えております。 　また、策定の進捗率が低い市町村については、研修会のほか、市町村の取組状況を共有する情報共有会議を開催し、積極的な策定支援を行うとともに、「軽度」の方を含めた配慮を要する全て避難者の安心・安全な避難を実現するため、引き続き内閣府のモデル事業を活用しながら支援してまいりたいと考えております。	
【市あて】 　本年1月の能登半島地震の被災地においても要配慮者への支援の重要性が指摘されたところですが、災害時には障害者一人一人の特性に沿った避難生活が必要です。関係機関・団体との連携を一層強化し、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定を引き続き推進してください。 　また、個別避難計画の策定が現時点で義務付けられていない軽度の方の支援をどのように考えておられるのか教えてください。		一般避難所では避難生活を送ることが困難な方向けに、民間の社会福祉施設の福祉資源を活用して福祉避難所の事前指定を進めています。引き続き、要配慮者の特性に応じた避難所環境の整備に努めてまいります。 　なお、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされましたが、本市としては、災害時に障害者お一人お一人の特性に沿った避難生活を送っていただくため、個別避難計画を作成し、事前に避難先等を選定しておくことは有効と考えています。そのため、避難行動要支援者に限らず、災害時の避難に不安のある方は、取り組みやすいよう作成したリーフレット等を用いて個別避難計画を作成し、災害に備えていただくことをホームページなどで周知しており、説明の場などでもお伝えしています。

Ⅲ　京都府委託事業及び補助事業の予算確保について【府あて】		
令和6年度において京都府からの委託事業及び補助事業につきましては予算が3割カットされたところであり、当協議会及び各親の会にとりまして、利用者負担の増額や事業の縮小等を余儀なくされております。 国庫補助金の削減が理由とされていますが、これまで各親の会はそれぞれの地域で障害児者に向き合い地道に事業に取り組んできたところであり、これらの委託事業及び補助事業は府内各親の会にとりまして、活動の源となってきたところであります。 つきましては、国に対して十分な予算確保と配分について強く要望していただくとともに、京都府におかれましても独自に予算措置いただく等これまでの事業が継続して実施できるように特段のご配慮をお願いします。□	障害のある方の日常生活に不可欠な事業として府や市町村が行う地域生活支援事業について、国庫補助金の減額により、事業実施が困難な状況にあることを重く受け止めており、この間、知事による要望活動や全国知事会などと連携した取り組みを行ってきたところです。 また、国においては、令和7年度予算の概算要求に当たって地方公共団体を所管する総務省から、厚生労働省に対して「地域生活支援事業については、国庫補助所要額に対する実際の充足率が低い水準にあることを踏まえ、所要の国費を確保」するよう強く要請されたところですが、概算要求では前年度から大きな変化はなく、強い危機感を持っているところです。 さらに、初めに申し上げましたように、京都府としても、2028年度に約200億円の財源不足が見込まれる極めて厳しい財政状況にあり、既存施策の再構築が避けられないなどの状況にありますが、地域生活支援事業については、今後とも、国補助額の1/2相当が確保できるよう最大限努力していきます。	